

# 市民活動推進指針

市民活動が支える  
暮らしやすいまちへ



市民

市民活動団体

教育機関

事業者

松山市

松山市

平成29年10月改訂

# しみんかっどう

## 推進指針

### 市民は

1. 自らできることは、自分でします。
2. 自発的に市民活動に参加します。
3. 市民活動によって楽しさや充実感を味わい、自分が成長することを知ります。  
そして、それぞれがつながることで、共生社会をつくっていきます。

### 市民活動団体は

1. 市民に活動を伝え、お互いに参加を促進します。
2. 自分たちの公益性を保ち、社会的評価を得るしくみをつくります。
3. 様々な主体と連携し、社会を変えます。

### 教育機関は

1. 学びと地域社会をつなぎます。
2. 知識を地域社会に還元します。
3. 市民活動が自己成長の場であることを伝えます。

### 事業者は

1. 社員が行う市民活動の社会的価値を認めます。
2. 積極的に参画できる活動や支援を行います。

### 松山市は

1. 市民活動の啓発のために、場所・情報・人材を提供します。
2. 市民活動団体と対等な関係で協働します。
3. 市民活動団体等との交流機会を率先してつくります。

### すべての主体は

市民活動を行うものの主体性を尊重します。



# も く じ

## I 指針策定の意義

- 1. 市民活動の台頭・背景 ..... 1
- 2. 策定の意義 ..... 1

## II 市民活動について

- 1. 市民活動の概念整理 ..... 3
- 2. 市民活動の特性 ..... 6
- 3. 市民活動の意義と役割 ..... 6

## III 市民活動の促進に向けて

- 意識・行動改革のための市民活動推進指針 ..... 8
  - ①市民の市民活動推進指針 ..... 9
  - ②市民活動団体の市民活動推進指針 ..... 11
  - ③教育機関の市民活動推進指針 ..... 13
  - ④事業者の市民活動推進指針 ..... 15
  - ⑤松山市の市民活動推進指針 ..... 17

資料1 「市民活動に関する窓口」関係団体、行政機関 ..... 19

資料2 松山市市民活動推進条例 ..... 20

資料3 松山市の市民活動推進のあゆみ ..... 23

# I 指針策定の意義

## 1. 市民活動の台頭・背景

近年の国際化や少子高齢化などにより、市民の価値観は多様化しています。

また、社会問題も複雑多岐となるとともに、急激に変化していることから、公平・一律を原則とした行政手法では、社会変化や市民ニーズに十分対応できないという事例が目立ってきています。

こうした中、松山市の総合計画では、市民との協働を掲げ、市民一人ひとりが主体的、自立的に地域づくりに参画する社会を目指しています。

そのような中での現在の“まちづくり”は、市民が行政にすべてを委ね、その成果を享受するのではなく、市民自身が、より安全で快適な生活のために、どのような課題があり、自分たちのできることは何かを問い、行政とともに協働することが求められています。

そのためには、行政による施策だけではなく、**多くの市民の自発的・自立的な取組が必要**であり、一人ひとりがそれぞれの立場から果たすべき役割を明確にし、お互いの信頼関係の上に、連携することが重要です。

本市では、平成17年10月に、市民が市民活動に参加できる環境を整備するとともに、その活動を支える基盤となる「松山市市民活動推進条例」を制定しています。

市民活動を推進することが、**市民の視点に立った『公益活動の担い手』を育て、個性と魅力あふれるまちづくりに重要な役割を果たしていくものと期待**されています。

## 2. 策定の意義

市民の中には、新たに社会貢献活動に取り組もうとする考えから、同じ意識や価値観を共有する仲間を募って活動を始めたり、自分たちの活動を発展・充実させる努力をしている団体も見受けられ、また、成熟し、活躍をしている団体も年々増えています。

さらに、こうした動きを促進するためには、

**『市民、市民活動団体、教育機関、事業者、市』**のすべての主体が市民活動の社会的意義を認識し、その役割の下に連携し、進めることが必要です。

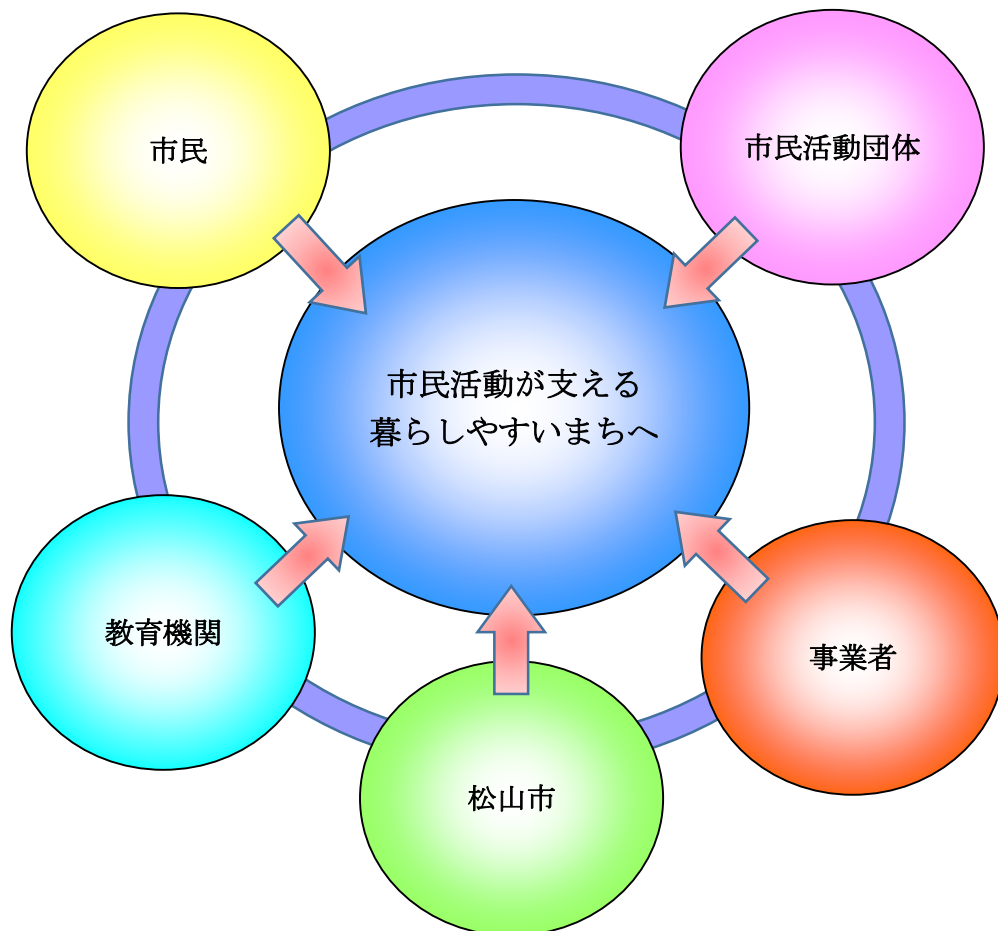
また、社会の中で積極的に市民活動を行っていくために、活動しやすい環境を整備する必要があり、それが行政の役割です。

その役割のひとつとして、松山市が本指針を策定し、市民活動を推進することによる効果は次のようなものです。

- ボランティアをはじめとする市民による積極的・自主的な社会貢献活動が活性化し、**複雑・多様化する社会問題に速やかで、きめ細かな対応**ができるようになります。
- 市民活動を行う団体をはじめ、あらゆる主体が有機的に結びつき、**市民参加型の社会が形成**されます。

市民等による自主的・自発的な社会貢献活動がより促進されるよう、この「市民活動推進指針」を策定し、基本的な方向性を示します。

#### < 各主体の関連イメージ図 >



## II 市民活動について

### 1. 市民活動の概念整理

#### ①市民活動

「市民活動」とは、  
社会一般の利益に資するために行われる自立的かつ非営利の活動です。

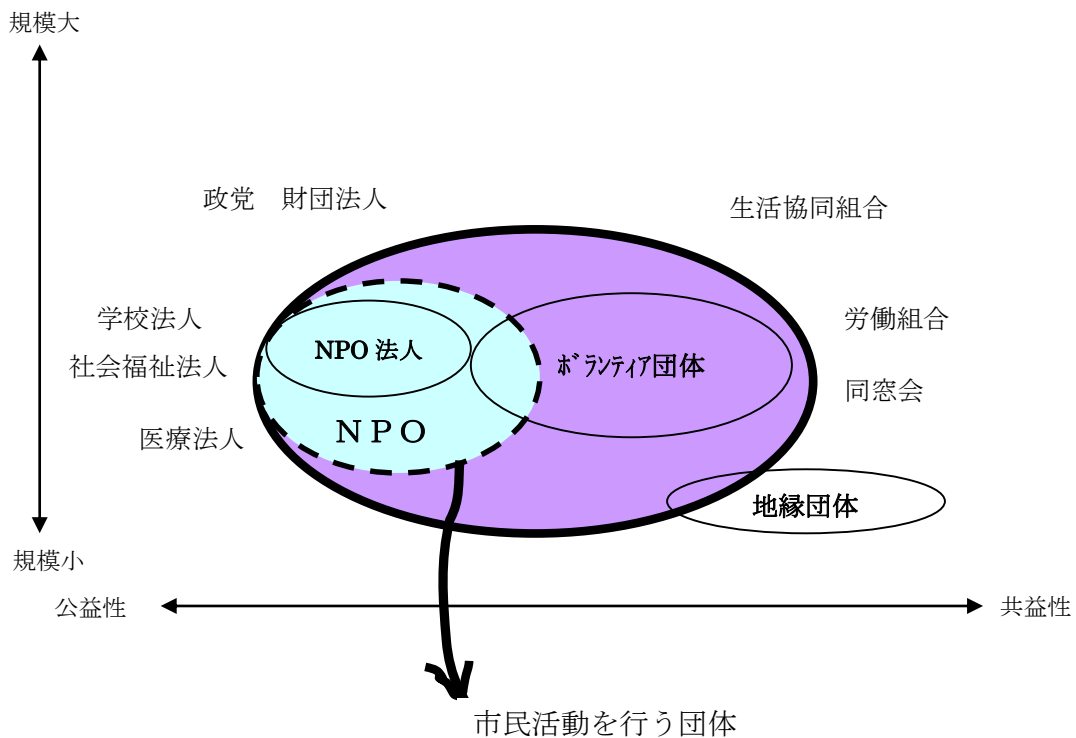
(松山市市民活動推進条例による定義)

地域に暮らす人々が快適な生活を送ることのできる豊かな社会は、行政による施策だけでは実現できません。地域のさまざまな課題を解決していく市民の自発的な取組が必要です。

市民活動は、このような身近な課題を、行政とは異なる市民の視点から解決しようと自主的に取り組まれる公益的な活動のことです。

\*民間非営利団体（NPO）の活動も市民活動の中に含まれます。

#### < 市民活動を行う団体のイメージ図 >



## ②NPO

個々のボランティア活動などが組織化されると、民間非営利団体（NPO）と呼ばれることがあります。

NPOは、機能性と先駆性を持って市民の主体性を向上させていく活動を行っていることが特徴です。

「NPO」とは、

Non	非	
Profit	営利	
Organization	団体	の略

**NPO = 民間非営利団体**

- ① 市民活動を行う団体である。  
（社会一般の利益に資する活動を行う、自立的、非営利の団体）
- ② 社団としての実体を具備している。
- ③ 組織及び活動の概要について一定期間ごとに情報を公開している。

上記①～③の条件を満たす団体です。

（松山市民活動推進条例による定義）

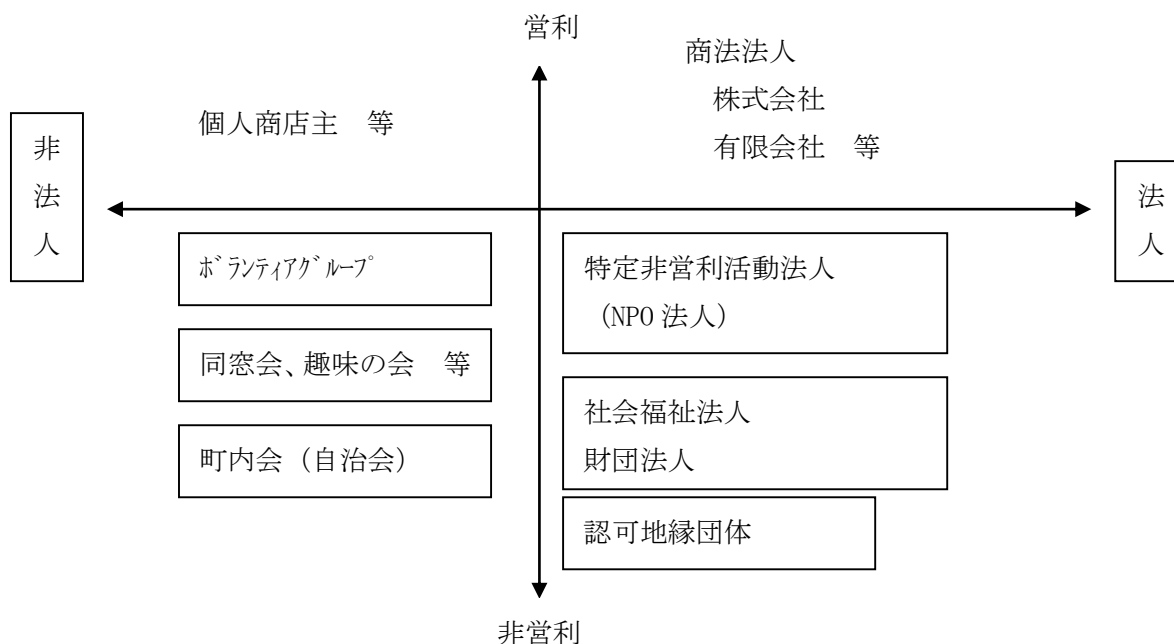
### ● 「非営利」とは

「非営利」とは、利益を上げないということではなく、「利益を分配しない」ことです。したがって、利益を分配する（株主に配当する）企業とは異なり、NPOは、得た利益を次の活動資金として市民社会のために使うことになります。

### ● 「社団としての実体」とは

構成員が複数人で、運営等に関するルールがあらかじめ定められ、必要な情報が公開されていることが条件です。

## <各種団体の位置づけ>



### ③NPO法人 (=特定非営利活動法人)

「NPO 法人」とは、  
非営利で不特定多数の利益の増進を目的とした活動を行う団体のうち、  
“特定非営利活動促進法”に基づき設立された法人。

平成 10 年、NPO に法人格を取得する道を開き、その活動の発展を促進することを目的として、特定非営利活動促進法 (NPO 法) が制定され、NPO の活動の実情に合わせた形で、平成 14 年、平成 23 年、平成 28 年と改正を重ねてきました。

また、この法律により法人格を取得した団体を「特定非営利活動法人 (NPO 法人)」と呼び、その数は増加の傾向にあります。

### ④NGO (=非政府組織)

「NGO」とは、  

N	非	
G	政府	
O	組織	の略

いろいろな問題の解決に非政府・非営利の立場で取り組んでいる組織を「NGO」と一般的に称しています。政府以外のものといった呼び名であるため、その範囲は広いです。

NPO と NGO は、団体を見る視点が違うだけで、内容は同じと考えていいでしょう。



## **2. 市民活動の特性**

ボランティア活動をはじめとする市民活動の特性としては、

- 「自主性・自発性」 ・ ・ ・ 市民自ら進んで活動する
- 「非営利性」 ・ ・ ・ ・ ・ 営利を目的としない
- 「継続性」 ・ ・ ・ ・ ・ 活動を繰り返し続けていく
- 「先駆性・創造性」 ・ ・ ・ 新しい課題に取り組む
- 「公益性・公共性」 ・ ・ ・ 不特定多数の利益の増進を目的とする

などがあげられますが、社会の変化により活動もまた多種多様となり、次々と新しい形態の活動が生まれるものと考えられます。

## **3. 市民活動の意義と役割**

市民活動には、次のような重要な働きがあります。

### **① まちづくりへの市民の関心を高める**

市民が公益性の高い事業に参画することで、市民が自治の主体として成長するとともに、まちの課題を身近なものとして感じることにより、愛着が生まれます。そして、市民と行政のパートナーシップによる自治の実現につながることを期待されています。

このような市民参加の推進により、公益活動での市民と行政が「責任の共有」と「役割分担」を意識することができます。

### **② 市民の意見を反映したまちになる**

様々な生活感覚や豊かな経験を持つ幅広い市民の参画により、公益活動に市民の意見や思いを多角的に反映させることができます。

### **③ 市民間の交流が活発になる**

市民同士のふれあいや協働の活動を通して、新しい市民社会の形成が期待できます。

### **④ 顔が見える行政になる**

市民活動が活発化すると、「市民活動を行う人々」と「行政」とは、それぞれの特性を活かし、協働作業をする機会が多くなります。

### Ⅲ 市民活動の促進に向けて

市民活動を推進するには、『市民、市民活動団体、教育機関、事業者、市』のそれぞれの主体が社会的意義を認識し、その役割の下に連携することが必要です。

「市民活動団体」のみが努力しても、活動しやすい環境の整備が遅れていれば、なかなか市民活動は進みません。

例えば

→市民が、

まちに関心を持てば、より推進できるでしょう。

→教育機関が、

学びの中に市民活動を取り入れると、より推進できるでしょう。

→事業者が、

市民活動の啓発のための場所・人材や資金を提供すれば、より推進できるでしょう。

→市が、情報を取りまとめて提供すると、より推進できるでしょう。

「市」のみが努力しても、様々な主体の協力がなければ、なかなか市民活動は進みません。

例えば

→市民が、

市民活動に参加しようという意欲があれば、より推進できるでしょう。

→市民活動団体が、

自らの透明性を確保し、信頼できる体制をつくると、より推進できるでしょう。

→教育機関が、

ボランティアに関する窓口を学校に設置すると、より推進できるでしょう。

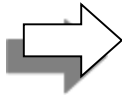
→事業者が、

市民活動について理解を深めると、より推進できるでしょう。

『市民、市民活動団体、教育機関、事業者、市』のそれぞれの主体が意識し、行動を起こすことで、市民活動の推進を図ることができます。

## ○意識・行動改革のための市民活動推進指針

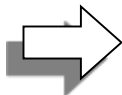
### 市民は



詳細 P.9 へ

1. 自らできることは、自分でします。
2. 自発的に市民活動に参加します。
3. 市民活動によって楽しさや充実感を味わい、自分が成長することを知ります。そして、それぞれがつながることで、共生社会をつくっていきます。

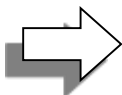
### 市民活動団体は



詳細 P.11 へ

1. 市民に活動を伝え、お互いに参加を促進します。
2. 自分たちの公益性を保ち、社会的評価を得るしくみをつくります。
3. 様々な主体と連携し、社会を変えます。

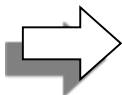
### 教育機関は



詳細 P.13 へ

1. 学びと地域社会をつなぎます。
2. 知識を地域社会に還元します。
3. 市民活動が自己成長の場であることを伝えます。

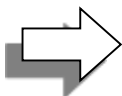
### 事業者は



詳細 P.15 へ

1. 社員が行う市民活動の社会的価値を認めます。
2. 積極的に参画できる活動や支援を行います。

### 松山市は



詳細 P.17 へ

1. 市民活動の啓発のために、場所・情報・人材を提供します。
2. 市民活動団体と対等な関係で協働します。
3. 市民活動団体等との交流機会を率先してつくります。

### すべての主体は

市民活動を行うものの主体性を尊重します。

# ① 市民の市民活動推進指針

## 市民は

1. 自らできることは、自分でします。
2. 自発的に市民活動に参加します。
3. 市民活動によって楽しさや充実感を味わい、自分が成長することを知ります。  
そして、それぞれがつながることで、共生社会をつくっていきます。

### その1 松山市民として自覚と誇りを持つ

(例) ○「広報まつやま」や市ホームページで市の情報を知る。

### その2 自らできることは、自分でする

(例) ○自宅まわりの清掃に心掛ける。  
○節水・節電・リサイクルに心掛ける。

### その3 市民で協力して課題に取り組み、解決を図る

(例) ○近所の方々と交流する。  
○町内会や公民館等の地域活動に参加する。

### その4 市民活動の情報を入手する

(例) ○まつやま NPO サポートセンター

住所 〒790-0003 松山市三番町六丁目4番地20 コムズ1F

TEL 089-943-5790 / FAX 089-943-5796

○松山市ボランティアセンター

住所 〒790-0808 松山市若草町8番地2 松山市総合福祉センター5F

TEL 089-921-2141 / FAX 089-921-8360

### その5 積極的に市民活動に参加する

(例) ○上記センターで自分に合った活動を紹介してもらう。  
○興味のある団体に連絡する。

## —松山市市民活動推進委員会からの意見—

### 「地域にスポット」をあてることも大切

町内会や公民館等の地域活動で、「地域で活動しやすい」「参加者を増やす」ためには、もっと地域に人的にも金銭的にも地域への投資が必要である。

### 「要支援者対策」の充実を

大規模災害に備えて、災害時だけでなく少子高齢社会の中で共生社会を作るには多くの人々が市民活動に参加しやすい環境（ソフト面やハード面）を作っていくことが大切である。

### 活動の「評価及び拡大」

SNS を利用してスポーツ選手が国道の清掃を呼び掛けたところ数十人が定刻に集まり、清掃に取り組んだ結果、ゴミは、45 リットル袋で8つにもなった。共感すれば知らない人が集まり、その時だけの市民活動に取り組む時代だと思う。地域のつながりもだが、そのような活動を評価しどう拡大していくかも重要である。

### 市民活動への「参加」

私たちが、生活している街、松山をもっと、もっと住みやすい街にするためには、市民一人、ひとりの改善意識を持つことが大切。地域の人たちと協力することで、新しい街の魅力を発見するかも。自分自身が社会のために貢献している充実感を感じることができるかもしれないし、新しい出会いもきっとある。

### 「自分たちのまち」

「私のまち」という思いがあるか → 「私のまち」という思いを問い直す必要がある。



※ 「松山市市民活動推進委員会からの意見」は、本指針策定に際し、委員様方からいただいたご意見を掲載しています。

## ② 市民活動団体の市民活動推進指針

### 市民活動団体は

1. 市民に活動を伝え、参加を促進します。
2. 自分たちの公益性を保ち、社会的評価を得るしくみをつくります。
3. 様々な主体と連携し、社会を変えます。

#### その1 市民へ向けて積極的に活動情報発信を行う

- (例) ○独自のパンフレットやホームページ、メールマガジンをつくって発信する。  
○マスメディアを通じて活動をPRする。

#### その2 公益性と透明性に基づいた活動をする

- (例) ○まず、自己評価し、それを公開する。  
○活動を評価される仕組みをつくる。

#### その3 様々な団体との交流機会をつくる

- (例) ○市民活動団体主催の交流会を開催する。  
\*まつやま NPO サポートセンターでは様々な交流会を企画し実施している。

#### その4 行政や企業と連携・協働して事業を実施する

- (例) ○行政や企業のホームページと NPO のホームページとをリンクさせる。

#### その5 体験希望者を積極的に受け入れる

- (例) ○NPO の受入プログラムを作成公開し、体験者を積極的に受け入れる。

## —松山市市民活動推進委員会からの意見—

### 行政や企業との「連携」や「広報」の重要性

- ・行政や企業と連携協働する事業を増やし、それを広報すること
- ・市民から信頼を得られる活動をする
- ・地域に根ざし地域の多くの人々と相互理解すること

これらを大切にすることがNPO自身の人的な充実に繋がり仲間の増員を目指していくことに繋がる。

### 「活動を継続」する

存続することこそが「社会貢献」の基本であることを自覚し、そのための資金調達方法の検討や事業化などを重要な取り組みとして位置づけることが大事だと思う。

### 「組織力」を高める

課題を解決するために集まった仲間だから、一生懸命に力を注ぐことは素晴らしい。しかし、活動の継続をさせるためには、行政や企業と協働して、成果を追い続けるためには、組織力が求められる。市民活動団体のマネジメント能力を高めることができるように、他の団体とのネットワーク作りも大切。

### 能動的な活動への「変容」

ボランティアというと、無料奉仕的な考え方が多数だと思う。根拠としては余暇活動としての枠の中で、出来ることを出来るだけするということが前提となる。

これからの市民活動は、社会的課題を見出し、解決するという責任の持てる、能動的な活動に変容していくことが必要であろうと思う。



## ③ 教育機関の市民活動推進指針

### 教育機関は

1. 学びと地域社会をつなぎます。
2. 知識を地域社会に還元します。
3. 市民活動が自己成長の場であることを伝えます。

#### その1 地域社会にある課題を伝えていく

(例) ○地域で活動するNPOと連携して課外活動を行う。

#### その2 ボランティア情報窓口を設置する

(例) ○愛媛大学、松山大学、松山東雲女子大学、聖カタリナ大学では、ボランティアを紹介する窓口を設置している。

○インターネットの学内ネットワークを活用して情報を提供する。

#### その3 市民活動の実践家を講師として招く

(例) ○松山市エコリーダーを活用して、地球全体のことや本市の環境状況について、学生に伝える。

○「平和の語り部」派遣制度を活用して、戦争の悲惨さや平和の大切さについて、学生に伝える。

#### その4 自主的な市民活動参加につながる授業をする

(例) ○NPOと連携して継続的な授業を行う。

#### その5 インターンシップ先としてNPOやボランティア団体も紹介する



## —松山市市民活動推進委員会からの意見—

### 「教育者の体験学習」の充実

知識ではなく経験を基本にした市民活動を語る人材を教育機関にどう確保するかが重要ではないか。外部人材の活用もだが、日常的に接する教育者の体験学習の充実が必要である。

### 「ボランティア活動」の機会

総合学習やインターンシップ等、学校以外の場所で、さまざまな人たちとの交流の機会を見つけて欲しい。

地域で活動している市民活動団体を子どもたちへ紹介して欲しい。  
興味、関心あることをコーディネートしていくことが求められるのではないか。

### 「教育機関だから」できること

大学は今持っているものを地域に貢献すべきであり、教員は知識をもっといろいろなところで生かしていかなければならなし、学生も体力や気力や情熱を出し、職員もそれなりに貢献することが出来る。それには、どういうことを市民の人達が求めている、自分がどんな形で関われるのかということを知ることが必要だ。地域にどんな課題があって、今、自分の持っているものをどう結びつけていくのかがわかれば、もっと風通しがよくなる。ひとりで参加するのは大変なので、そこを上手につないでくれるようなネットワークが必要だ。



## ④ 事業者の市民活動推進指針

### 事業者は

1. 社員が行う市民活動の社会的価値を認めます。
2. 積極的に参画できる活動や支援を行います。

#### その1 社員が地域社会に目を向け、積極的に参画できる活動を見つけられるよう情報収集に努める

#### その2 社員が行う市民活動の社会的価値を認める

(例) ○市民活動やボランティア活動を目的に有給休暇を取得できる環境作りを進める。

#### その3 市民活動を推進し啓発するための機会・場所を提供する

(例) ○事業所内を開放し、NPO 活動に関する展示を通して情報発信をサポートする。

○事業所での NPO のパンフレットや募金箱の設置に協力する。

#### その4 社員を市民活動団体の事業や交流会の機会へ積極的に参加させる

(例) ○まつやま NPO サポートセンターが実施する交流会等に参加する。

#### その5 市民活動団体やNPOを理解するための研修に参加できる機会を作る

## －松山市市民活動推進委員会からの意見－

### 「評価」の重要性

NPO に対する評価も重要であるが、住んでいる地域で行う市民活動の評価が最も重要である。

また、NPO に対する評価が社員への NPO に対する理解に繋がる。

### 「社員の成長と会社」

ボランティア休暇という制度があるが、浸透しきれていない。なぜ、社員の市民活動が続かないかというと、事業者が活動に対して評価しないことにある。

### 市民活動団体との「コラボレーション」

事業者がもっている人材や事業ノウハウなどは、すべて市民活動推進の大きな力になると思う。その力を効率的に発揮するためには、市民活動団体とのコラボレーションが有効だと考える。しかし、生産性を追求することも重要である事業者の負担を考えると活動団体の側の事業体としての力量アップが課題だと考える。

### 積極的な「CSR 活動」

企業全体で、社会貢献活動に取り組むことが求められている。

小さなことから積極的に取り組んで欲しい。

災害など起こった際の、救援物資の輸送などさまざまな取り組みがあるので、CSR 活動について相談があるときは、まつやま NPO サポートセンターに。



## ⑤ 松山市の市民活動推進指針

### 松山市は

1. 市民活動の啓発のために、場所・情報・人材を提供します。
2. 市民活動団体と対等な関係で協働します。
3. 市民活動団体等との交流機会を率先してつくります。

#### その1 市民活動啓発のために場所を提供する

(例) ○コムズや公民館、児童館などを活用して市民活動情報の提供を行う。

#### その2 市民活動の情報を発信する

- (例) ○マスコミを通じて市民活動情報を提供する。  
○市民活動の推進に関して功績のあった人を広く顕彰する。

#### その3 市民活動団体等との交流機会を率先してつくる

- (例) ○NPO 交流会に職員が参加する。  
\*まつやま NPO サポートセンター事業の NPO 交流会に参加する。

#### その4 市民活動団体との協働事業を実施する

(例) ○「協働提案事業」をモデル的に計画し実施する。

#### その5 市民活動団体との人的交流を拡大する

(例) ○NPO へ一日体験研修に行く。

\*松山市も一事業者として「事業者の市民活動推進指針」を尊重します。

## －松山市市民活動推進委員会からの意見－

### 「広報の場所」

松山市役所の1Fのロビーは一部の人だけで、もっと広く広報するためには、「支所」も大切だと思う。

### 職員の「地域活動」

市職員の地域活動への参加に支援をしてほしい。

### 「課題意識と行動提案」

以前よりもはるかに自由でより効果的な方法で多くの人に伝えられている。知らない処で多くの市民活動がなされているかもしれない。市民活動を推進する行政の情報収集も大事。

### 「補助制度の改善」

NPOの支援活動として、立ち上がり支援や成熟支援を実施しているが、時代の流れとともに、そのあり方も検討すべきではないか。

市民活動が盛んなものとなるように、定期的に改善してはどうか。

### まずは「関係づくり」から

協働の調査結果からも市と市民活動団体とが、一緒になって事業を展開している事例は多い。その関係課と市民活動団体との交流会を実施することで、行政とNPOの理解も進むのではないか。



資料 1

「市民活動に関する窓口」 関係団体、行政機関

	名 称	連 絡 先
松山市内の情報	まつやまNPOサポートセンター	開館 午前9時～午後6時 (日曜日、祝日は午後5:30まで) 休館 毎週月曜日(祝日にあたる場合はその翌日)、年末年始 住所 〒790-0003 松山市三番町六丁目4番地20 コムズ1F TEL 089-943-5790 / FAX 089-943-5796 URL <a href="http://www.npo.coms.or.jp/">http://www.npo.coms.or.jp/</a>
	松山市ボランティアセンター (松山市社会福祉協議会)	開館 午前9時～午後9時 休館 年末年始(12月29日～翌1月3日まで) 住所 〒790-0808 松山市若草町8番地2 松山市総合福祉センター5F TEL 089-921-2141 / FAX 089-921-8360 URL <a href="http://www.matsuyama-wel.jp/vc/">http://www.matsuyama-wel.jp/vc/</a>
	松山市市民参画まちづくり課	URL <a href="http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/shiminkatsudo/npo/npo-sien.html">http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/shiminkatsudo/npo/npo-sien.html</a> 市民活動・NPO施策に関する情報
	大学ボランティアセンター (各大学)	市内4大学(愛媛大学・松山大学・松山東雲女子大学・聖カタリナ大学)には、ボランティア啓発の窓口があります。それぞれの大学へお問い合わせください。
県内の情報	愛媛県男女参画・県民協働課	URL <a href="http://nv.pref.ehime.jp/servlet/Kokai?filename=NpoShinseiItiran">http://nv.pref.ehime.jp/servlet/Kokai?filename=NpoShinseiItiran</a> 愛媛県内の団体が検索できます。
	愛媛県ボランティアセンター (愛媛県社会福祉協議会)	URL <a href="http://www.ehime-shakyo.or.jp/chiiki/volunteer_npo/">http://www.ehime-shakyo.or.jp/chiiki/volunteer_npo/</a> 愛媛県内のNPO状況や助成金情報など。
全国の情報	内閣府	URL <a href="https://www.npo-homepage.go.jp">https://www.npo-homepage.go.jp</a> NPO法人制度や申請手続きに関する情報があります。 また、NPO法人の実態を数字で見することもできます。
	日本NPOセンター NPOヒロバ	URL <a href="http://www.npo-hiroba.or.jp/">http://www.npo-hiroba.or.jp/</a> NPO法人に関する情報の検索ができます。

※ 上記は、サポート機関の一例です。

## ○松山市市民活動推進条例

平成17年10月5日

条例第59号

## 目次

## 前文

## 第1章 総則（第1条－第7条）

## 第2章 松山市市民活動推進委員会（第8条－第12条）

## 第3章 松山市市民活動推進基金（第13条－第19条）

## 第4章 雑則（第20条）

## 付則

地域に暮らす人々が快適な生活を送ることのできる豊かな社会は、行政による施策だけで実現するものではなく、地域における課題を解決したり、複雑かつ多岐にわたる市民ニーズに即したサービスを提供する自発的な市民の取組が不可欠である。

活力ある地域社会の実現に寄与する意思を持つこのような市民と市が、対等なパートナーシップにのっとり協働するとともに、市民や事業者その他の者が市民活動を尊重し、支え、参画することが大切である。

ここに市民一人一人が、それぞれの立場から果たすべき役割を自覚し、相互の信頼関係を築き、協働して個性と魅力あふれる松山市を実現することを目指し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、本市における市民活動を推進するため、基本理念を定め、市、市民活動を行うもの、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の行う市民活動の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、それぞれが協働する活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 社会一般の利益に資するために行われる自立的かつ非営利の活動をいう。ただし、次に掲げる活動を除く。
  - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
  - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
  - ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
  - エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体が行う活動
- (2) 市民活動を行うもの NPOその他の市民活動を行う個人又は団体をいう。

(3) <sup>エヌ・ピー・オー</sup> N P O 民間非営利団体。市民活動を行う団体であって、社団としての実体を具備しており、かつ、その組織及び活動の概要について一定期間ごとに情報を公開しているものをいう。

(4) 事業者 本市の区域内で事業活動を行う個人又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民活動を行うもの、市民及び事業者は、市民活動が果たす社会的意義を認識し、それぞれの役割の下に協働し、市民活動を推進するよう努めるものとする。

2 市民活動は、その自主性及び自立性を尊重して行われるものとする。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念に基づき、市民活動の推進に関する指針を定めるものとする。

2 市は、基本理念に基づき、市民活動を行うものとの協働を積極的に推進するものとする。

3 市は、基本理念に基づき、市民活動の推進に関する施策の実施に当たっては、その内容及び手続を公平かつ公正にし、情報の公開に努めるものとする。

(市民活動を行うものの役割)

第5条 市民活動を行うものは、基本理念に基づき、自らの活動に係る社会的責任を自覚し、その推進に努めるとともに、積極的に情報を公開し、その活動が広く地域社会に理解されるよう努めるものとする。

2 市民活動を行うものは、基本理念に基づき、他の市民活動を行うものの当該市民活動に関する理解を深めるとともに、その推進に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念に基づき、市民活動に関する理解を深めるとともに、これに参加し、又は協力するよう努めるものとする。

2 前項の市民の役割は、個々の市民の自発的意思に基づき果たされるものでなければならない。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、市民活動に関する理解を深めるとともに、自発的にその推進に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 松山市市民活動推進委員会

(設置)

第8条 市民活動の適正かつ円滑な推進を図るため、松山市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項等)

第9条 委員会は、第19条第2項に規定する事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、市民活動の推進に関し必要な事項を調査審議する。

2 委員会は、市民活動の推進に関し、市長に意見を述べることができる。

3 前条に規定する目的を達成するため、委員会は前2項の所掌事項を積極的に処理し、市長は委員会の答申及び意見を尊重するものとする。

(組織)

第10条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第11条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者



- (2) 市民活動を行うもの
- (3) 本市の区域内に居住し、又は通勤・通学をする者
- (4) 事業者
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める者

2 市長は、前項第3号に掲げる者のうちから委員を選任するときは、公募の方法により行うよう努めるものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。ただし、連続して2期（前任者の残任期間は、1期とする。）を超えて再任されることができない。

（その他）

第12条 前3条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第3章 松山市市民活動推進基金

（設置）

第13条 本市における市民活動の推進に資するため、松山市市民活動推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第14条 基金として積み立てる額は、予算（前条に規定する基金の設置目的のための寄附金を含む。）で定める額とする。

（管理）

第15条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第16条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第17条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第18条 基金は、第13条に規定する目的を達成するため必要な経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（資金の助成）

第19条 市長は、適正かつ公平な基準を定め、前条の規定により処分された基金の額の範囲内において、NPOに対して、市民活動の推進に必要な資金を助成することができる。

2 市長は、資金を助成するに当たっては、委員会の意見を聴くものとする。

3 前2項に定めるもののほか、資金の助成に関し必要な事項は、市長が定める。

### 第4章 雑則

（規則への委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 3

## 松山市の市民活動推進のあゆみ

平成 10 年 5 月	「特定非営利活動促進法」成立（同 12 月施行）
平成 11 年度	市民活動モデル調査検討会の設置
平成 12 年度	松山市 NPO 検討委員会の設置
平成 13 年度	松山市 NPO サポート委員会の設置
平成 14 年度	NPO 成熟促進委員会の設置（～16 年度）
平成 14 年 7 月	まつやま NPO サポートセンターの開設
平成 17 年 10 月	「松山市市民活動推進条例」の施行 松山市市民活動推進委員会の設置 松山市市民活動推進基金の設置 松山市 NPO 登録制度の開始
平成 18 年度	松山市市民活動推進補助金制度の開始
平成 19 年 2 月	「市民活動推進指針」・「NPO と行政の協働ガイドブック」の策定
平成 23 年 6 月	「特定非営利活動促進法」改正（翌 4 月施行）
平成 26 年 3 月	「NPO と行政の協働ガイドブック」改訂
平成 28 年 4 月	松山市市民活動推進補助金制度に「次世代育成支援事業」を追加
平成 28 年 6 月	「特定非営利活動促進法」改正（翌 4 月施行）
平成 29 年〇月	松山市市民活動推進指針改訂

発行日 平成 29 年 10 月改訂

発行 松山市 市民部 市民参画まちづくり課  
〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目 7 番地 2

TEL : 089-948-6330

FAX : 089-934-3157

E-mail : matsuyamashi-npo@city.matsuyama.ehime.jp